



# 島根県報

平成23年11月22日（火）

号外 第 192 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

**告 示****島根県告示第757号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	境美保関線	松江市美保関町福浦303 番地先から同番地先ま で	前	メートル 8.00～ 13.00	メートル 17.00	松江県土整備 事務所  災害防除工事 拡幅
			後	14.00～ 23.00	17.00	

## 島根県告示第758号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	境美保関線	松江市美保関町福浦303番地先から同番地先まで	メートル 17.00	平成23年 11月22日	松江県土整備 事務所	